

公益財団法人加古川食肉公社  
平成 26 年度第 2 回定時理事会議事録

1. 種類 平成 26 年度 第 2 回公益財団法人加古川食肉公社定時理事会
2. 開催日時 平成 26 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時 30 分から午後 3 時 35 分まで
3. 開催場所 加古川食肉センター会議室
4. 理事数 現在数 7 名 (定足数 4 名)
5. 出席理事 理事 7 名 監事 2 名  
(出席理事：松岡勝昭、中尾政国、樋口久典、都出昌之、谷元哲則、磯野正之、福谷彰博)  
(出席監事：平井良幸、貴傳名至康)

6. 議題

報告事項

報告第 2 号「公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと」

報告第 3 号「公益財団法人加古川食肉公社内部監査実施について報告のこと」

決議事項

議案第 4 号「平成 27 年度公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めること」

議案第 5 号「平成 27 年度公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めること」

議案第 6 号「加古川食肉センター HACCP (ハサップ) 導入のこと」

付 帯 決 議「議決事項中、権利義務に関さない軽微な事項の修正並びに違算誤字の訂正は、理事長に一任する。」

7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

定刻にいたり、事務局より平成 26 年度第 2 回理事会の開催を宣言し、理事会運営規程第 6 条第 1 項の規定により理事長が議長に就任し、議事進行した。

議 長：理事の出席状況を事務局に報告させた。

事 務 局：理事 7 名中出席 7 名の出席を得ており、本日の理事会が理事会運営規程第 7 条第 1 項による定足数をもって、成立する旨を告げた。

議 長：議事録署名人については、定款第 32 条第 2 項の規定により、平井良幸、貴傳名  
至康両監事及び松岡勝昭理事長になる旨を告げた。

議 長：報告第 2 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務  
執行状況について報告のこと、について、業務執行理事を代表して都出常務理事  
より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったと  
ころ満場一致で決定した。

議 長：報告第 3 号 公益財団法人加古川食肉公社内部監査実施について報告のこと、に  
ついて、事務局より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったと  
ころ満場一致で決定した。

議 長：議案第 4 号 平成 27 年度 公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めることに  
ついて、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったと  
ころ満場一致で決定した。

議 長：議案第 5 号 平成 27 年度 公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めること  
について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求め  
た。

中尾理事：電気代のことだが、産業組合がこまめに冷蔵庫の温度管理をすることで節電の努  
力している。使いたい放題しているわけではないし、水道代も節水しているが、そ  
れでも公社の財源が足りないという。産業も人件費をカットしたり努力しているが、  
しわ寄せが産業に来るような状態が続くのは大変に困るので、そのあたりは考慮し  
てほしい。それと、委託料の中にコンサルタント料も含まれているが、コンサルタ  
ント料のために産業への委託料がカットされるのか。

事務局：そうではない。コンサルタントには、公社が公益法人の認定を取得するときから  
支援をしていただいている。産業組合への委託料は公益目的事業会計、コンサルタ  
ント料は法人会計なので、産業への委託料とコンサルタント料は別の話。

谷元理事：7月頃が使用電力のピークということだが、冷蔵庫の温度管理で枝肉に影響はな  
いのか。

中尾理事：と畜頭数が少ないときに枝肉の入っていない冷蔵庫の温度を調整しているので、  
枝肉には影響ない。それより、夏場に早くから下見室に枝肉を出すと枝肉への影響

も心配だし、電気代もかさむ。プラットホームから出荷する時間と下見室に枝肉を出すタイミングをもっと考慮しないとイケない。それから、プラットホームへの通路と下見室との間に冷気を遮断するカーテンなどが必要ではないのか。

事務局：ピークの夏場と今の時期では、電気の使用量の差が大きい。夏場は冬場の2倍以上だが、関西電力はピーク時の電力量で年間の契約をしないとイケない。節電対策もしながら、平成27年度は電力会社の入札も予定している。すでに見積もりを取っている電力会社もある。また、企業体では、基本の定額部分を関西電力、それ以上の部分を新電力会社という分割した契約ができる部分供給という制度が利用できるということも聞いている。4月からさらに電気料金の値上げがあるので、入札の方法も含め、できるだけ安上がりな契約をしたいと考えている。理事や監事の皆さまにもご協力をお願いしたい。

福谷理事：施設の話になるが、プラットホームの扉で、人間の出入用の扉がきちんと閉まっていないと、鳥などが侵入できてしまう。注意喚起の張り紙などをしてはどうか。

平井監事：公益法人なのに、設備改修等の補助金はないのか。公益法人になった意味がない。

事務局：意味はある。一般法人では市からの運営負担金はほとんど削減されてしまうが、公益法人なので、公的資金が投入される。注意喚起の張り紙については、対応する。

中尾理事：国が輸出に力を入れていて、と畜場の設備改修なども必要になる。国の補助金などについても改めて調べてほしい。

樋口理事：新しい副市長は国から来られる方なので、そういう要望があることは伝えて、できるだけ国から援助してもらえようようにしたい。公益法人なので、補助金についても既存のものだけでなく新設してもらえよう働きかけたい。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：議案第6号 加古川食肉センターHACCP（ハサップ）導入のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

中尾理事：兵庫県版のHACCP認定を取得するということか。

事務局：そうです。

平井監事：HACCP取得について、国や県からの補助金はないのか。

事務局：国や県等に確認したが、HACCPについて特段の補助制度はないとのこと。樋口理事からの意見にもあったが、今後とも国や県に対して要望等も含めて、補助を受けられないか働きかけは強めていきたい。また、兵庫県のHACCPについては、食肉衛生検査センターが審査機関となるので、連携も十分に可能かと思う。兵庫県版

HACCP を第 1 ステップとしてそれが十分に運用できるようになったら、さらに上の HACCP を目指していくことも可能と考えている。平成 27 年度は兵庫県版 HACCP 認定を取得する。それによって厚生労働省のほうに HACCP 認証施設という表示が出ると聞いている。厚生労働省は、と畜場法施行規則の改正により、HACCP を取得した施設とそれ以外の衛生管理基準を定めた施設の差別化を進めるような動きが出てきている。と畜場の差別化が進むということは、より衛生的な管理を行う HACCP を導入したと畜場については、集荷がしやすくなるメリットも考えられる。できるだけ経費をかけずに、人員体制を組むような形で HACCP 体制を構築し、衛生管理レベルの向上を図っていきたいと考えている。

中尾理事：何年も前から、検査センターから HACCP 認証を取るよう言われていたが、費用がかかるので断ってきたが、厚生労働省が動きだして、と畜場の差別化を図るということで、状況が変わってきた。こちらからアプローチすれば、検査センターも協力してくれるだろう。

事務局：HACCP 構築については、開設者である公社が主体となって進めていく必要があると思う。議案にあげさせてもらったのも、理事・監事の皆さまに共通認識をもつていただくため。これからも HACCP 構築についてはいろいろ苦難があると思うが、役員の皆さまのご協力をお願いしたい。

中尾理事：HACCP 構築を進めるにあたって、職人たちへも丁寧に説明してほしい。事務局は分かっているんだろうが、ロッカーを片付けると突然言われて職人たちが驚いていた。そういうことが積み重なるとスムーズに進まないの、できるだけ丁寧に説明してほしい。

事務局：わかりました。議案の説明の中で、HACCP チームを立ち上げるとあったが、この HACCP チームについては、関係する団体からメンバーを選抜する。当然、職人さんの中からも入っていただく。その中で、食肉センター全体で共通認識をもつていただく。そして、HACCP チームのもとに HACCP を進めていく。中尾理事のおっしゃるように、公社もきめ細かい説明をしていくが、今後は HACCP チームがメインになって、HACCP を丁寧に進めていくという体制を作っていきたいと考えている。

議長：現在、加古川から 4 か国に輸出している。これまでは HACCP は義務付けされていなかったが、今後は義務付けされていくだろう。そうなってくると、これまで輸出していた国でも HACCP を取得していないと輸出できなくなる可能性も考えら

れる。

事務局：そういうことです。

平井監事：日本は食品の衛生管理については、国際基準から遅れているらしい。国が進めようとしていることだから、民間企業でも HACCP を取得するのなら低金利の融資があると聞いた。ただ、低金利とはいえ借りたら利子はつくのだが。

谷元理事：HACCP の導入場所とは、食肉センターと市場とミートセンター、それぞれに兵庫県版 HACCP があるということか。

事務局：HACCP 構築については、議案資料にあるスケジュールに沿って、順次、作業工程を確認しながら、どの点が重要な危機管理ポイントなのかの洗い出しをしていく。その中で HACCP ができあがっていく。と畜のラインでいうと、生体の搬入から解体、そのあと、枝肉処理をしたあとブロック肉にしていく。そして、せり市場の中で枝肉が出ていくところもある。一連の工程の中で、どのポイントに気をつけなくてはいけないのか、それに対してどのような人間の動きでフォローできるのか。そして、それをどういう形で記録していく中で衛生管理が保たれているか検証する。そういう流れになっている。一連の中でいうと、と畜からせり、そしてカット場。おそらく、そこまでができれば問題ない。ロシアについても、各国の輸出認定についても、加古川食肉センターと加古川ミートセンターの2つで認証をとっている。と畜のラインとカット場のライン。せり場については大きく分けると、と畜のラインの延長線上に含まれると考えている。なので、内臓を除いた形で HACCP の対象として進めたいと考えている。これから、コンサルタントの先生にも入っていただいて洗い出しをしていく。検査センターの先生がたにも衛生管理基準についてのペーパーもいくつか作っていただいているが、なかなか運用まで至っていない。これから、HACCP を構築して、さらなるレベルアップをしていきたいと考えている。

議長：コンサルタントの先生の力を借りながら、ひとつずつ進めていきましょう。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：付帯決議について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：以上をもって、議案の審議等を終了したので、午後 3 時 35 分、議長は閉会を宣し、解散した。

上記の議決を明確にするため、出席した理事長及び監事において、次のとおり記名押印する。

平成27年3月24日

第2回 公益財団法人加古川食肉公社理事会

議 長 理事長 (印)

監 事 (印)

監 事 (印)